

令和元年6月27日(木)

## 令和元年第7回宮古島市農業委員会総会議事録

**議 長**：ただ今から、令和元年第7回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は15名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。  
本日、2名の欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

**議 長**：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

**委 員**：異議なし

**議 長**：それでは、13番：田名和彦委員、14番：仲里敏夫委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

**議 長**：それでは、日程第2議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

**委 員**：異議なし

**議 長**：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**砂川事務局**：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は5件でございます。  
受付番号1番から5番を説明いたします。

（ 内容省略 ）

受付番号1番から5番は、別紙参考資料1ページから5ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長**：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

**田名委員**：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、長北一週道路のペンションとくや南東200に位置し、現在は草地等が植えられているが、譲受人は今後、サトウキビ栽培を行うとのことです。機械等は、トラクター・ブルトラ・軽トラを所有しています。

**議 長**：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

**田名委員**：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、長北一週道路のペンションとくや北東600に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。機械等はブルトラ・耕運機・軽トラを所有しています。

**議 長**：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員にお願いいたします。

**仲里委員**：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、砂川ファームポンド前に位置し、譲受人は畜産経営農家であるが、今後は野菜等の栽培も行うとのことです。

**議 長**：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員**：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、下地東積間に位置し、譲受人は農業経営規模拡大でサトウキビ栽培農家です。機械等はトラクター・ブルトラ・軽トラを所有しています。

**議 長**：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

**下地推進委員**：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、上野中学校から新里集落向けに位置し、譲受人は規模拡大でサトウキビ栽培農家です。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）受付番号1番から5番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第4条第1項の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、3件でございます。受付番号6番から8番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号6番から8番は、別紙参考資料6ページから8ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員をお願いいたします。なお、平良3区・池間邦敏推進委員に関する事項がありますが、本日は所用により欠席しておりますので、そのまま続行します。

宮平推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、西辺小学校から東へ800mに位置し、土地改良事業も終了して、サトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員をお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号7番の説明をいたします。場所は、西城の根間地に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。機械はブルトラを所有しています。

**議 長：**次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

**長嶺推進委員：**

受付番号8番の説明をいたします。譲受人は家族経営でサトウキビの夏植え準備をしています。機械等は耕運機・軽トラを所有しています。

**議 長：**はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委 員：**質疑なし

**議 長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号6番から8番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：**異議なし

**議 長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：**次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は7件でございます。受付番号9番から15番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号9番から15番は、別紙参考資料9ページから15ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

**議 長：**はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）受付番号9番から15番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないということですので、原案どおり決定いたします。

議長：日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議長：次に、日程第3議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、11件でございます。  
受付番号1番から11番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長：受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良1区推進委員をお願いいたします。

大浦推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、大浦集落から東へ300㍍に位置し、譲受人はサトウキビ収穫後に野菜栽培をすることです。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員をお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は、川満集落の最終処分場の隣に位置し、譲受人は野菜栽培農家です。

**議 長：**次に受付番号3番と4番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号3番と4番の説明をいたします。場所は、千代田自衛隊官舎から野原集落入口に位置し、譲受人はハーベスター等のサトウキビ生産刈り取りを行い、機械等は所有しています。

**議 長：**次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員にお願いいたします。

**友利推進委員：**

受付番号5番の説明をいたします。場所は、上野庁舎から東側トロピカルフルーツパーク西側に位置し、譲受人はオクラ栽培で野菜農家です。

**議 長：**次に受付番号6番から9番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

**長嶺推進委員：**

受付番号6番から9番の説明をいたします。申請者の譲受人は農業経営15年の実績があり、機械等もブルトラ・軽トラを所有して、今年から本格的に農業したいとの賃貸借であります。

**議 長：**次に受付番号10番と11番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

**砂川事務局：**

受付番号10番と11番の説明に関しては、参考資料を参照して下さい。

**議 長：**はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委 員：**質疑なし

**議 長**：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員**：異議なし

**議 長**：ご異議ないということですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

**議 長**：次に、日程第4議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**砂川事務局**：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は10件でございます。  
受付番号1番から10番を説明いたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長**：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を3番委員をお願いいたします。

**野崎委員**：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、長南の山田地区圃場整備内に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号2番と3番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

**玉元委員**：

受付番号2番と3番の説明をいたします。場所は、伊良部製糖工場から北東と伊良部支所から北西に位置し、譲受人は葉たばこ農家であったが、これからはサトウキビ栽培を行うということです。機械等もトラクター・ブルトラ・軽トラを所有しています。

**議 長**：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員にお願いいたします。

**與那覇推進委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所は、福山集落から高野方向に位置し、譲受人は現在クロタラリア植付け後、カボチャ等の野菜栽培を行うとのこと。

**議 長**：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員にお願いいたします。

**瑞慶覧推進委員：**

受付番号5番の説明をいたします。場所は、福嶺中学校から東側に位置し、譲受人は皆福集落の原料委員であり、農業経営は問題ありません。

**議 長**：次に受付番号6番と7番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号6番の説明をいたします。場所は、川満集落のコーラルベジタブル工場の南側に位置し、譲受人はトラクターを所有し草地管理です。  
受付番号7番の説明をいたします。場所は、高千穂集落（カザンミ部落）に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地3区推進委員にお願いいたします。

**前里推進委員：**

受付番号8番の説明をいたします。場所は、上地集落（東急ホテル）西側に位置し、譲受人はさとうきび栽培農家です。機械等も所有しています。

**議 長**：次に受付番号9番と10番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員にお願いいたします。

**友利推進委員：**

受付番号9番と10番の説明をいたします。場所は、大嶺公民館から新里集落方向に位置し、現在は、サトウキビが栽培されているが、収穫後に譲受人は葉たばこ植え付けを行うとの事です。



議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第5議案第4号農用地利用配分計画案に関する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農用地利用配分計画案は11件でございます。受付番号1番から11番の説明をいたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入りますが、下地3区・前里孝清推進委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《下地3区推進委員退室》

議 長：改めましてこれより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。  
はい、8番委員

**川満委員：**

受付番号 9 番の譲受人の件について、質問します。譲受人は耕作放棄者であるが、利用権設定の申請は出来るんですか。

**比屋根事務局：**

闇小作の解消になるということでの申請であります。

**議 長：**事務局と城辺地域推進委員間で一緒に調査して闇小作にならないような指導等をして下さい。

ほかに質疑等はありませんでしょうか。

**委 員：**質疑なし

**議 長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 4 号農用地利用配分計画案に関する意見についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：**異議なし

**議 長：**ご異議ないということですので、日程第 5 議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。では、下地 3 区推進委員の入室・着席を認めます。

《 下地 3 区推進委員入室・着席 》

**議 長：**休憩します。

**議 長：**次に、日程第 6 議案第 5 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**川満事務局：**

今月の農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請は、2 件でございます。  
受付番号 1 番と 2 番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号 1 番と 2 番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第 4 条第 2 項各号及び農地法施行規則第 4 7 条各号の要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

現地調査の説明をいたします。令和元年6月12日に調査員として、9番：松岡委員、芳山会長、事務局の川満次長、上原主任、仲間さん6人で、日程として午前10時から午後3時30分まで現地調査、15時40分から16時まで事務局にて調査内容調整会議。4条申請4件、5条申請25件、合計29件を調査。調査内容結果として特に違反等は見受けられませんでしたことを報告します。

受付番号1番の説明をいたします。場所は、久松中学校南西300㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、集落接続農地と判断しました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、南静園北側100㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地として判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第7議案第6号農地法第4条の規定による許可後の農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請は、2件でございます。受付番号1番と2番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番と2番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番と2番の現地調査結果ならびに説明を事務局をお願いいたします。

上原事務局：

受付番号1番と2番の説明をいたします。場所は、スポーツアカデミーから東側200mに位置し、当初は個人住宅建築でしたが、見直しして共同住宅新築と申請されています。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番と2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第7議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第8議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は28件ありますが、受付番号19番・21番・22番・28番の4件は書類不足であるため、次回への継続審議とし、今回は受付番号1番から27番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、受付番号1番から27番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で、議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を事務局をお願いいたします。

上原事務局：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、来間集落に位置しています。参考資料を参照して下さい。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、嘉手苧集落の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第3種農地宅地の4割を超える農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、共和マンションの北側500<sup>メートル</sup>に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地第1種中高層住居専用地域と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、久松漁港の北側300<sup>㎡</sup>に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地宅地等に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、結の橋学園の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん宅地・商業用施設等に連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、上野中学校の東側50<sup>メートル</sup>に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、学校敷地・宅地等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、徳州会病院の南西に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がり増加傾向にあり、農地区分は第2種農地多戸数の相当数の外構を形成している区域と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし



議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、伊良部国仲集落に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地その他原野等に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、農業共済組合の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地原野・宅地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、宮原集落（肉のさちや）南側50mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地原野・宅地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、友利集落の東側300mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他原野・宅地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 1 1 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号 1 2 番の現地調査の結果ならびに説明を 9 番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号 1 2 番の説明をいたします。場所は、徳州会病院の南側 3 0 0 ㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第 1 種農地一団集落接続農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 1 2 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号 1 3 番の現地調査の結果ならびに説明を 9 番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号 1 3 番の説明をいたします。場所は、久松中学校の南西に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第 1 種農地集落接続農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、上野ソバル地域南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地一団集落接続農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号14番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は、西東集落の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地として判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。はい、11番委員

喜屋武委員：

この地域は牛舎建設で堆肥盤等の設置について、地下水保全地域ではないのか。

上原事務局：

この地域に関して、宮古島市上水道に地下水保全地域の確認をしたら、この地域は該当しないとの回答を得られました。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号15番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号16番と17番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を事務局をお願いいたします。

上原事務局：

この申請は4月1日に申請された件であり、4月・5月総会で工期確認・住所の本人確認の件で保留された申請で、今回申請されています。場所は、あたらす市場十字路から高野集落方向（県道243号線）に位置しています。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号16番と17番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号18番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員をお願いいたします。

**松岡委員：**

受付番号18番の説明をいたします。場所は、国道バイパス線千代田開発の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん農地と判断しました。

**議長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

はい、11番委員

**喜屋武委員：**

譲受人の前回申請して建築しました第1弾・2弾の建築工事完了は終了していますか。

**川満事務局：**

第1弾・2弾の建築工事は進捗が遅れているという報告を受けています。

**議長：**ほかに質疑ありませんでしょうか

**委員：**質疑なし

**議長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号18番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：**異議なし

**議長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：**次に受付番号20番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員をお願いいたします。

**松岡委員：**

受付番号20番の説明をいたします。場所は、狩俣公民館の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、学校等公共施設と連なった農地と判断しました。

**議長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

**委員：**質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号20番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号23番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号23番の説明をいたします。場所は、伊良部大橋手前300に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他2種原野・雑種地に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号23番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号24番から27番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号24番から27番の説明をいたします。場所は、伊良部大橋の左側500に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他2種原野・雑種地に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

この案件に関しては、委員全員の意見等を確認して決定したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

上原事務局：

現地は現在雑草がある状態です。

現地の開墾等に関しては、機械等は使用しないとの事です。

看板等も設置されていません。

管理棟もありません。

契約書締結もまだ未提出であります。

各委員：自然公園法に違反しているのではないですか。

キャンピング車は道路新設しなければいけないのではないのでしょうか。

5条申請書ではこのキャンピング車の申請は出来ないのではないか。

議長：各委員・事務局よりたくさんの意見等が出ていますので、この件に関しては書類不備ということで継続審議として保留したいと思います。

議長：日程第8議案第7号は原案どおり決定いたしました。

議長：次に、日程第9議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可後の農地転用事業計画変更承認申請についてを議題としますが、対象となる申請は先ほど承認いただいた議案第7号の中から受付番号11番、14番となります。  
先ほどの承認を似て農地転用事業計画変更を承認してよろしいでしょうか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、日程第9議案第8号は原案のとおり決定いたします。

議長：次に、日程第10議案第9号非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の非農地証明願いは、9件でございます。受付番号1番から9番の説明をいたします。

( 内容省略 )



以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、らーめんテイダの南東に位置し、表土がなく、原野化している状況です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、豊原公民館の北側に位置し、隣地に押所の一部があり、土地改良工事の残地で利用できない状況である。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を平良4区推進委員にお願いいたします。

官平推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、池間島の信号機から西側に位置し、長年耕作されずに未耕作地となっている状況です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を平良4区推進委員にお願いいたします。

官平推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、JA本部から高野集落方向400mに位置し、進入路がなく、農地としての利用が困難な状況である。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を平良4区推進委員にお願いいたします。

官平推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、富士製菓（宮古島市役所庁舎建設）沿いに位置し、長年未耕作で原野化している状況です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を平良4区推進委員にお願いいたします。

官平推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、宮古空港滑走路の南側に位置し、雑木等が生い茂り、農地として利用できない状況である。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を上野3区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、宮國集落の北側に位置し、墓地だった為に土地改良工事が出来ず、残地としている状況である。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を伊良部4区推進委員にお願いいたします。

島尻推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、伊良部消防所から北側に位置し、袋地で耕作出来ない状況である。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を伊良部4区推進委員にお願いいたします。

島尻推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、伊良部共栄バスの隣に位置し、袋地で表土が少なく、岩盤地である状況です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第10議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。  
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

議 長：委員会規則に基づく発言等

各地区（委員・推進委員）からのパトロール実施報告がありました。

議 長：発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、以上をもちまして、令和元年第7回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

令和元年6月27日(木)

会	長	芳	山	辰	巳
13番	委員	田	名	和	彦
14番	委員	仲	里	敏	夫